

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月4日 12時35分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港谷山2区 鹿児島港谷山2区東防波堤灯台から真方位262° 2,600m付近 (概位 北緯31° 28.8′ 東経130° 30.8′)
事故の概要	プレジャーボートかもめ ^{エース} Aは、停泊場所の移動中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート かもめA、5トン未満（長さ5.21m）
船舶番号、船舶所有者等	295-20814鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	右舷船側部外板に破口を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北東、波高 0.3m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年8月4日12時15分ごろ、台風第5号の接近に備え、鹿児島港谷山2区障子川河口にある船だまり内の岸壁係留から、船だまりの外側にあるスロープを利用して船台で陸置きにしようと、停泊場所の移動を開始した。</p> <p>本船は、船外機を始動して船だまり内で旋回し、船だまりの出入口を出て鹿児島港谷山2区を南進中、船外機が停止し、船長が始動を試みたものの始動できず、北東風によって圧流され、12時35分ごろ風下の岸壁の消波ブロックに右舷船側部から乗り揚げた。</p> <p>船長は、ボートフックを使って本船を消波ブロックから離そうとしたが、何度も本船の右舷船側部が当たったので、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、本船上で海上保安庁の小型艇のえい航索を取った後、消波ブロックから岸壁に上がった。</p> <p>本船は、海上保安庁の小型艇によって船だまりのスロープにえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.6mであった。</p> <p>船長は、離岸する際、急いで移動の準備を始めたので、船外機を点検していなかった。</p> <p>船外機は、本事故後、台風の雨中に放置されていたので、機関修理</p>

	<p>業者が点検したものの、停止に至った要因が判明しなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、鹿児島港谷山2区において、台風第5号に備えて停泊場所の移動中、船外機が停止したことから、風下に圧流され、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、離岸する際、船長が、急いで移動の準備を始め、船外機を点検していなかったものと考えられるが、船外機が停止した状況については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鹿児島港谷山2区において、台風第5号に備えて停泊場所の移動中、船外機が停止したため、風下に圧流され、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機の始動後は、しばらく運転状態を確認すること。